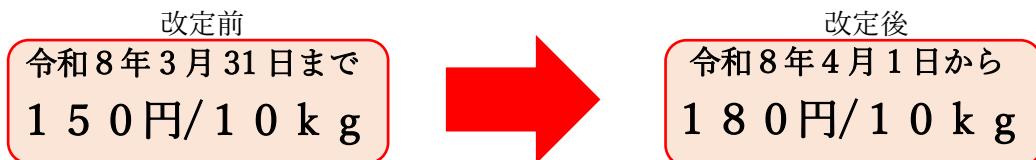


## 事業系一般廃棄物処理手数料の改定について（お知らせ）

（問：諏訪南清掃センター 電話：0266-71-1633）

事業系の可燃ごみの「ごみ処理手数料」を改定します。

現在の事業系一般廃棄物（営業又は事業活動によって発生する可燃ごみ）の処理手数料は、平成27年度に改定されてから消費税率の改定や近年の物価高騰などの社会情勢の変化が反映されていない状況となっており、実際のごみ処理のコストと大きく乖離しているため、ごみ処理手数料を改定します。（令和3年から令和5年の平均ごみ処理コストは204円/10kg）

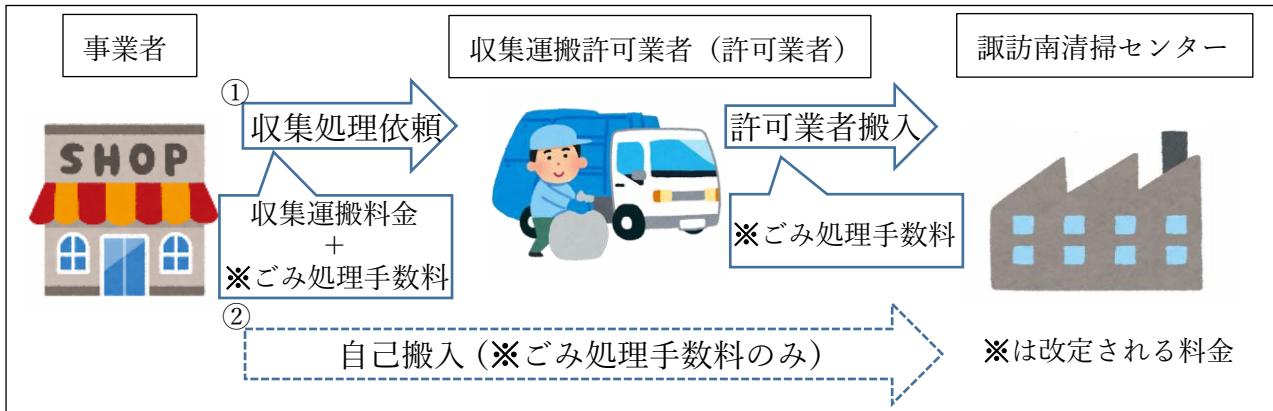


### 1 ごみ処理手数料

事業活動から排出されたごみは、許可業者などを通じて適正に処理することが義務付けられています。ごみの分別はごみを排出する事業者の責務であり、ごみを排出する段階でしっかりと分別してください。皆様のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

- ①事業者が許可業者にごみの収集運搬をお願いしている場合は、諏訪南清掃センターでごみを処理する「ごみ処理手数料」（今回改定される料金）と、許可業者がごみを収集・運搬するための「収集運搬料金」の合計となります。
- ②事業者がごみを直接搬入された場合は、「ごみ処理手数料」のみとなります。

※許可業者と契約し、ごみの収集運搬を依頼している事業者の皆様は、ごみ処理手数料の改定による契約内容への影響について、許可業者に事前にご確認ください。



裏面へ

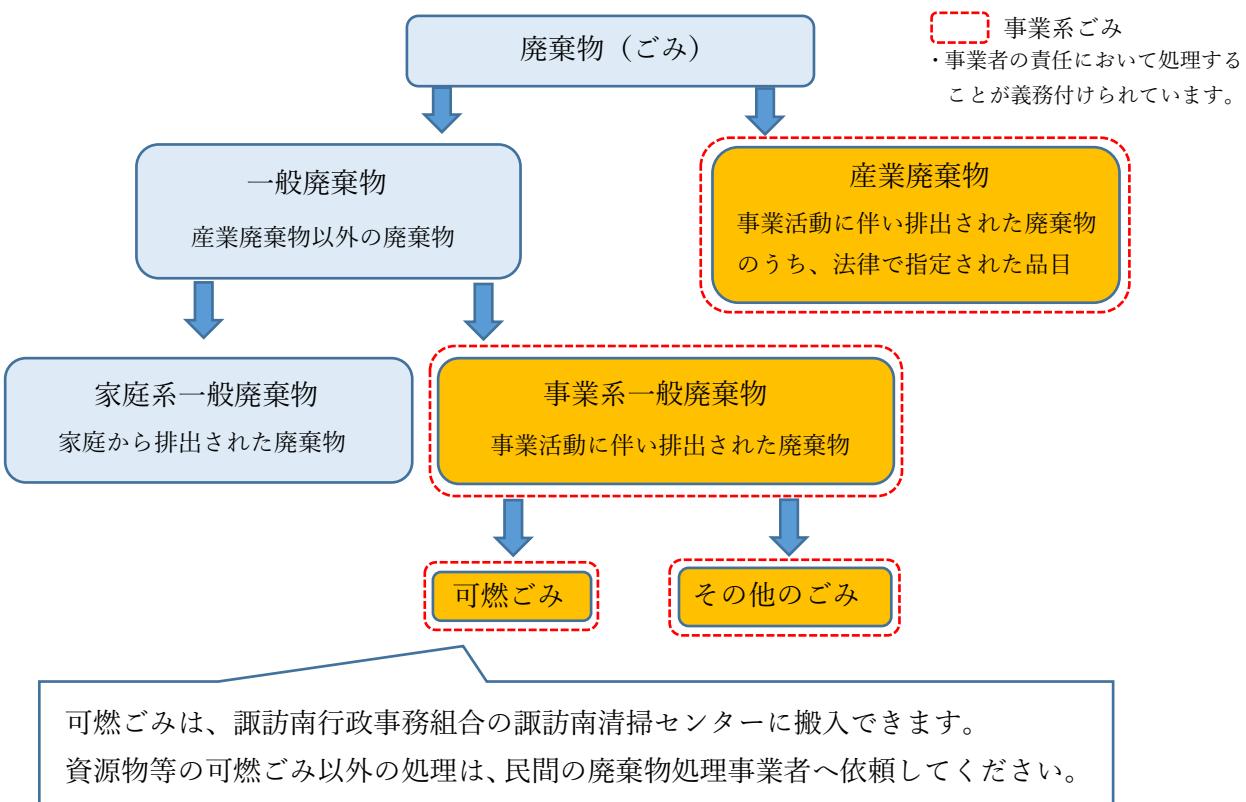
## 2 改定の考え方

- (1) 事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられていることから、適正処理責任及び受益者負担の適正化の観点から処理コスト相当の料金に近づけるように改定します。
- (2) 近隣自治体の料金水準を考慮し、自治体間での廃棄物の流入出が発生しないように改定します。
- (3) 利用者の負担感を考慮し改定します。
- (4) 今後手数料は、処理コスト等を考慮し、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定に併せて、概ね5年ごとの見直しを検討します。

## 3 廃棄物（ごみ）の分類

廃棄物（ごみ）は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられます。

「一般廃棄物」には家庭から排出される「家庭系一般廃棄物」と、事業活動に伴って排出される「事業系一般廃棄物」があります。



### 問合せ先

諏訪南行政事務組合 廃棄物施設課

電話：0266-71-1633（直通）

FAX：0266-71-1634

Mail : suwaminami.sc@city.chino.lg.jp